

## I. 事実の概要

Xは料理店に勤めるA女と馴染みになり、夫婦となる約束までしていたが、次第にAが重荷を感じるようになってきた。

そこで、Xは平成22年11月7日Aに別れ話を持ちかけたが、Aはそれに全く応じることなく、いっそ心中しようとXに対し申し出た。Aの熱意に押されたXは一旦そのつもりになったものの、同月10日にはXの気は変わり心中する意思はなくなっていた。

それにもかかわらず、XはAを伴ってP山中の滝付近に赴いたが、Aが自己を熱愛し心中してくれるものと信じているのを奇貨とし、Aとの関係断絶のため、Aのみを毒殺しようと企て、事前に用意していた猛毒である致死量相当の青化ソーダを手渡し、自分もすぐに追死するかのように装ってこれをAに嚥下させた。そしてAは、当該青化ソーダの中毒により即死した。

## II. 問題の所在

実際には心中する意思がないにもかかわらず、あるように誤信させて被害者を死亡させる偽装心中の場合には、自殺関与罪ないし同意殺人罪と殺人罪のいずれが成立するか。被害者の生命放棄、つまり自殺に関する同意が有効といえるか否かが問題となる。

## III. 学説の状況

A説：本質説<sup>1</sup>

本質的事実について錯誤がある場合には、その自殺の決意は自由な意思に基づいているとはいえないとして、同意を無効とする説。

B説：法益関係的錯誤説<sup>2</sup>

法益に関する錯誤のみが同意を無効にし、その他の事情に関する錯誤は同意の有効性に影響を及ぼさないことから同意を有効とする説。

---

<sup>1</sup> 大塚仁『刑法概説(各論)〔第3版増補版〕』有斐閣[2005]21頁

<sup>2</sup> 西田典之『刑法各論〔第5版〕』弘文堂[2010]16頁参照

#### IV. 判例

名古屋高判昭和 34 年 3 月 24 日<sup>3</sup>

〈事実の概要〉

X が関係を清算するとともに、被害者 A が所持する金品を取得することを企図して、その意図を秘したまま自殺する旨の虚偽の事実を告げ、A が殺してほしいと申し出たことを受け A を殺害し金品を奪った事例。

〈判旨〉

A は当初、自殺する意思などなかったが、X から将来の見込みがないからこのまま自殺するといわれたため、その虚言を真意と信じて自殺を決意したのであって、「その殺害の嘱託は自由な、真実の意思に基づいたものでない」。

従って「殺害の嘱託が右認定の通りのものである以上、これを真実の嘱託ということはできないから、X が本件につき強盗殺人罪の罪責を負うべきことやむを得ない。」と述べて自由意思に基づかない嘱託を無効と判断した。

#### V. 学説の検討

まず、B 説（法益関係的錯誤説）について検討する。

B 説は、ある構成要件の保護法益とは無関係な利益に錯誤が生じ被害者が承諾した場合に承諾を有効とする。もっとも、法益とは、当該客体をいかに利用・処分するかという法益処分の自由もその内容・構成要素をなすから、法益処分の目的について欺罔され錯誤に陥った場合には法益の内容をなす法益処分の自由が害されているといえ、法益関係に錯誤を認めることができるため B 説は説として曖昧であり妥当ではない。

思うに、欺罔がなければ自殺意思を持たなかったであろうという場合において、有効な自殺意思の存在は否定されるものである。つまり、自殺意思とは任意だけでなく真意であること、つまり動機や意思決定過程における瑕疵がないことを要すると解すべきである。

よって、検察側は A 説(本質説)を採用する。

---

<sup>3</sup> 下級裁判所刑事裁判例集 1 巻 3 号 529 頁

## VI. 本問の検討

1. (1) Xは、Aの猛毒である青化ソーダを嚙下して死ぬ行為に対して、事前に毒を用意しAに手渡していることから自殺幇助罪(202条前段)が成立しないか。Xが実際には心中する意思がまったくないにもかかわらず、後から追死するものとAを誤信させている点で、Aの自殺に関する同意が有効か、もし有効でなければAは「自殺」したといえず同罪が成立し得なくなるため問題となる。

(2) では、本件において被害者Aの自殺に関する同意は有効か。

この点検察側はA説(本質説)を採用し、202条の自殺に関する同意には任意だけでなく真意に基づくことをも要し、同意の本質的事実について錯誤がある場合には、その自殺の決意は自由な意思に基づいているとはいえないため同意は無効と考える。

(3) 本件において、AはXと一緒に心中してくれるものと思っているからこそXとともに死ぬ道を選択したのである。すなわち、AはXに追死する意思がないと知れば当然そのような選択をしなかったというべきであるから、「Xが死ぬのならば自分も死ぬ」という、動機・意思形成にとって重要な本質的事実に錯誤があるといえる。

したがって、Aの自殺の決意は自由かつ真意に基づくものではない以上、その同意は無効である。

(4) よって、Aの自殺に関する同意が無効であるから、Xの行為につき自殺幇助罪(202条前段)は成立しない。

2. (1) そうだとすると、このままXは何ら罪責を問われないことになるが、それは適性処罰・法益保護の観点から妥当でない。そこで、Xの行為につき殺人罪(199条)は成立しないか。実際に青化ソーダを嚙下したのはA自身であることから、Xの行為に被害者Aを利用した間接正犯としての殺人罪が成立するか検討する。

(2)ア. まず、Xの行為に殺人罪の実行行為性があるか。

思うに、実行行為とは特定の構成要件に該当する法益侵害の現実的危険性を有する行為をいう。そして正犯とは、正犯意思をもって実行行為を行うものをいうところ、間接正犯の場合も他人を道具として利用し、あたかも自ら実行行為を行ったと同じように、自己の意思どおりに法益侵害の現実的危険性を有する行為を行いうる。

そこで、①正犯意思をもって、②非利用者を道具のごとく一方的に支配利用し、特定の構成要件に該当する法益侵害の現実的危険性を有する場合には、間

接正犯の実行行為性が認められると解する。

イ. 本件において、次第に A を重荷に感じるようになってきていた X は、A との関係断絶のため、A のみを毒殺しようとして A に青化ソーダを手渡している。これは、A の自殺を幫助する、というよりも積極的に「毒殺しよう」という意思の下に行っているといえるため、①正犯意思が認められる。

そして、X は A が自己を熱愛し心中してくれているのを奇貨として、事前に用意していた致死量相当の青化ソーダを A に手渡している。この点、A は X が自身とともに心中してくれると思っているからこそ X の言うことに逆らわずに従っているといえるため、②非利用者(A)を道具のごとく一方的に支配利用しているといえる。

したがって、X は A に事前に用意していた猛毒である致死量相当の青化ソーダを手渡した行為は、「人を殺す」という殺人罪に該当した上で A の生命という法益侵害の現実的危険性を有する行為であるといえる。

ウ. よって、X の行為に殺人罪の実行行為性が認められる。

(3) また、A は当該青化ソーダの中毒によって即死しているから、結果が発生している。そして、X の A に毒を手渡す行為から A の死が生じることは社会通念上相当であるといえるから因果関係が認められる。

3. 以上より、X の行為には A に対する殺人罪(199 条)が成立する。

## VII. 結論

X は殺人罪(199 条)の罪責を負う。

以上